

島根県報

第一、四九六号
平成十五年八月十五日
(金曜日)

目次

告示

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (経営支援課) 一

公告

肥料の登録の更新 (生産振興課) 二

正誤

平成十五年三月十一日付け島根県報第一、四五一号中 (漁港漁場整備課) 二

告示

島根県告示第六百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年八月十五日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

島根県知事 澄田信義

- 2 ショッピングセンターひまり 島根県隠岐郡西郷町大字平四三一番地一
大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮貴司 島根県隠岐郡西郷町大字平四三一番地
- 3 変更しようとする事項
 - (一) 大規模小売店舗の名称の変更
(変更前) 仮称ヤマダヤショッピングセンター
(変更後) ショッピングセンターひまり
 - (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮貴司 島根県隠岐郡西郷町大字平四三一番地一
(変更後) 株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮貴司 島根県隠岐郡西郷町大字平四三一番地一
有限会社面谷商店 代表取締役 谷本陽 島根県隠岐郡西郷町大字中町字目貫の四二八一
- 4 変更の年月日
平成十五年八月一日
- 届出年月日
平成十五年八月一日
- 届出及び添付書類の縦覧場所
西郷町ふるさと振興課(隠岐郡西郷町大字城北町一番地)
- 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - 1 意見書の提出先
松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課
 - 2 意見書に記載すべき事項
(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

毎週火・金曜日発行

- (四) 意見書の内容
- (五) 意見を述べる理由
- 3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成十五年八月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	島肥登 第三百八十九号	島肥登 第三百九十号
肥料の種類	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料
肥料の名称	七・〇乾 燥酵母肥 料一号	六・五乾 燥酵母肥 料二号
保証成分量 (%)	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一・〇	窒素全量 六・五 りん酸全量 一・〇
その他の規格	公定規格 のとおり	公定規格 のとおり
生産業者の 氏名又は名 称及び住所	日本製紙ケ ミカル株式 会社 東京都千代 田区五番町 五番地一	日本製紙ケ ミカル株式 会社 東京都千代 田区五番町 五番地一
登録有効 期限	平成十八年 七月三十一 日	平成十八年 七月三十一 日

正 誤

平成十五年三月十一日付け島根県報第一、四五二号中に誤りがあったので、次のように

訂正する。

ページ
五 上 段
初めから五 行
大字下西一七〇五番地 一 誤
大字下西字大座一七〇 五番地一 正

平成十五年八月十五日印刷
平成十五年八月十五日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）